

令和7年度病院薬剤師研修

麻薬及び向精神薬等の 管理について



神奈川県PRキャラクターかながわキンタロウ

令和8年2月6日
神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課
献血・薬物対策グループ

- 麻薬の取扱いについて
(免許、事故、記録、違反等)
- 向精神薬、覚醒剤原料の取扱いについて
- 最近の話題について
(医療用麻薬の流通の合理化について)

麻薬及び向精神薬取締法

(目的)

第1条

この法律は、麻薬及び向精神薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡し等について必要な取締りを行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行う等の措置を講ずること等により、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

麻薬取扱者免許について

麻薬取扱者（知事免許関係のみ）

免許の種類	免許を受けられる者
麻薬使用者	医師、歯科医師、獣医師
麻薬管理者	薬剤師 、医師、歯科医師、獣医師 ※施用者が2名以上いる施設は必置
麻薬小売業者	薬局開設者
麻薬卸売業者	卸売販売業者、(薬局開設者)
麻薬研究者	学術研究する者

神奈川県の免許番号

6 × × × × × (7桁)
① ② ③ ④

- ① 西暦の下一桁 (2026年は6です。)
② 麻薬免許コード

(1 - 卸売業者 2 - 研究者 3 - 小売業者
4 - 管理者 5 - 施用者)

- ③ 保健所コード
④ 基本的に「001」から連番

※有効期間：免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日まで

2026年に有効な免許番号は「4」「5」「6」から開始

麻薬取扱者免許についてのお願い

麻薬診療施設（病院・診療所等）の**開設者変更**があった場合（個人→法人、吸収合併等）

【必要な手続き】

- **麻薬使用者** 免許証記載事項変更届
(施設名が変更する場合)
- **麻薬管理者** 免許の取り直し
- **所有する麻薬** (覚醒剤原料)
所有届・譲渡届

※手続きを怠ると、麻向法違反や所有麻薬の国庫帰属などの措置対象となる場合があります。

麻薬取扱者免許についてのお願い



麻薬診療施設の開設者変更・移転・廃止時に必要な諸手続き



麻薬を取扱う診療施設においては、開設者がかわる場合等、医療法等に基づく手続きの他に、麻薬及び向精神薬取締法等に基づく手続きが必要になる場合があります。診療施設の開設状況について変更があった際には、以下に示す事項の他、必要な手続きについてご確認いただくようお願いします。

診療施設の開設者がかわる場合



該当するケース

- ▶ 開設者が、個人→法人(法人→個人)、法人A→法人B、個人A→個人Bに変更するとき
- ▶ 麻薬管理者免許・旧免許の業務廃止届(事由発生後15日以内) + 新規申請(事前^{※1})
- ▶ 麻薬施用者免許・診療施設の名称が変更になる場合、免許証記載事項変更届(変更後15日以内)
- ▶ 麻薬の移動……麻薬所有届^{※2}(事由発生後15日以内) + 麻薬譲渡届^{※3}(譲渡後15日以内)

※1 開設者変更の3週間前までに申請してください。

※2 旧開設者が提出してください。なお、麻薬の所有がない場合も提出が必要です。

※3 旧開設者が提出してください。なお、譲渡は事由発生後50日以内に行い、譲渡しない場合は、廃棄手続きが必要です。

診療施設を移転する場合



該当するケース

- ▶ 診療施設を県内の別の場所に移すとき
- ▶ 麻薬管理者免許・旧免許の業務廃止届(事由発生後15日以内) + 新規申請(事前^{※4})
- ▶ 麻薬施用者免許・免許証記載事項変更届(移転後15日以内)
- ▶ 麻薬の移動……麻薬所有届^{※5}(事由発生後15日以内) + 麻薬譲渡届^{※6}(譲渡後15日以内)

※4 移転前の3週間前までに申請してください。

※5 移転前の開設者として提出してください。なお、麻薬の所有がない場合も提出が必要です。

※6 移転前の開設者として提出してください。なお、譲渡は事由発生後50日以内に行い、譲渡しない場合は、廃棄手続きが必要です。

診療施設を廃止する場合



該当するケース

- ▶ 診療施設を閉院するとき
- ▶ 麻薬施用者がいなくなるとき^{※7}
- ▶ 診療施設を県外に移すとき

必要な手続き

- ▶ 麻薬管理者免許・業務廃止届(廃止後15日以内)
- ▶ 麻薬施用者免許・診療施設の廃止に伴い、県内での麻薬に関する業務を廃止する場合は、業務廃止届を提出してください。(廃止後15日以内)
- ▶ 麻薬の移動……麻薬所有届^{※8}(廃止後15日以内) + 麻薬譲渡届^{※9}(譲渡後15日以内)

※7 従たる業務所として勤務している施用者を含む。

※8 麻薬の所有がない場合も提出してください。

※9 譲渡は事由発生後50日以内に行ってください。譲渡先は、原則として県内に限ります。譲渡しない場合は、廃棄手続きが必要です。

(参考)診療施設の麻薬施用者が2名以上に増える場合



該当するケース

- ▶ 診療施設に新たに麻薬施用者が入職・異動して麻薬施用者が2名以上^{※10}になると

必要な手続き

- ▶ 麻薬管理者の設置が必要になりますので、麻薬管理者免許の新規申請(事前^{※11})を行ってください。

※10 従たる業務所として勤務している施用者を含む。

※11 1人目の麻薬施用者が入職・異動の3週間前までに申請してください。

問合せ先

県業務課HP



診療施設等の所在地	所属名	連絡先電話番号
横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	県業務課 献血・薬物対策グループ	045-210-4964 045-210-4972
平塚市、大磯町、二宮町	平塚保健福祉事務所 環境衛生課	0463-32-0130
秦野市、伊勢原市	平塚保健福祉事務所秦野センター 環境衛生課	0463-82-1428
鎌倉市、逗子市、葉山町	鎌倉保健福祉事務所 環境衛生課	0467-24-3900
三浦市	鎌倉保健福祉事務所三崎センター 生活衛生課	046-882-6811
小田原市、箱根町、湯河原町、真鶴町	小田原保健福祉事務所 環境衛生課	0465-32-8000
南足柄市、中共町、大井町、松田町、山北町、開成町	小田原保健福祉事務所足柄上センター 生活衛生課	0465-83-5111
厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村	厚木保健福祉事務所 環境衛生課	046-224-1111
大和市、綾瀬市	厚木保健福祉事務所大和センター 環境衛生課	046-261-2948

麻薬の取扱いについて

麻薬の譲受・譲渡

譲受

- ①同一県内の麻薬卸売業者から購入する
- ②譲り受ける場合は、麻薬卸売業者に**麻薬譲受証**を事前もしくは**引換え**に交付する

※麻薬の交付を受けた患者又はその家族から施用中止又は死亡等の理由により不要になった麻薬を譲り受けることができる（他の麻薬診療施設等から交付された麻薬を含む）

譲渡

- ①麻薬卸売業者は、**同一県内**の麻薬診療施設の開設者、麻薬小売業者等以外には譲渡できない
- ②麻薬卸売業者は麻薬譲渡証を**同時に**交付しなければならない

※調剤された麻薬は除く

麻薬譲受証・麻薬譲渡証は**2年間**保管すること

※麻薬譲受証は、麻薬診療施設の開設者の責任において作成

麻薬の保管

- 麻薬業務所内に保管（自宅は不可）
- 麻薬専用の堅固な保管庫にかぎをかける

- 容易に移動できないよう固定する、または重い金属製保管庫（重量金庫）
- 2か所以上の鍵付き
例）3回合わせ以上のダイヤル錠+シリンダー錠
電子錠（カード又はテンキー）+シリンダー錠

- ◆ スチール製のロッカー等は不可
- ◆ 麻薬専用とし、帳簿等と一緒に保管しないこと
- ◆ 病棟や定数配置も同様

施用・交付

- **麻薬施用者**でなければ麻薬を施用し、施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方箋を交付することはできない
- 麻薬施用者であっても、**疾病の治療**以外の目的で麻薬処方箋を交付することはできない
- **麻薬管理者**等が管理する麻薬以外の麻薬を施用することはできない
- 政府発行の**証紙**で封が施されているままで交付しないこと

麻薬処方箋

処方箋の記載事項

患者の氏名、年齢（又は生年月日）

☆患者の住所

麻薬の品名、分量、用法、容量（投薬日数を含む）

☆処方箋の使用期間（有効期間）

処方箋の発行年月日

麻薬施用者の氏名、押印（署名でも可）、免許番号

☆麻薬診療施設の名称、所在地

☆・・・院内処方箋の場合、省略可

- 院内処方箋は2年間保管
(医療法第21条第1項第9号及び同法施行規則第20条第10号
診療に関する諸記録)
- 院外処方箋は3年間保管（薬剤師法第27条）

麻薬の廃棄について

麻薬の廃棄に必要な届出

麻薬廃棄届

«該当する麻薬»

- 期限切れ・陳旧麻薬・誤調剤・誤調製等

«届出»

- 事前の届出及び県職員の立会いのもと廃棄
- 県担当者と廃棄日時や場所を調整

調剤済麻薬廃棄届

«該当する麻薬»

- 調剤後、施用中止・患者死亡等により返却されたもの

«届出»

- 病院内で他の職員の立会いの上廃棄後、30日以内に届け出る

【提出先】

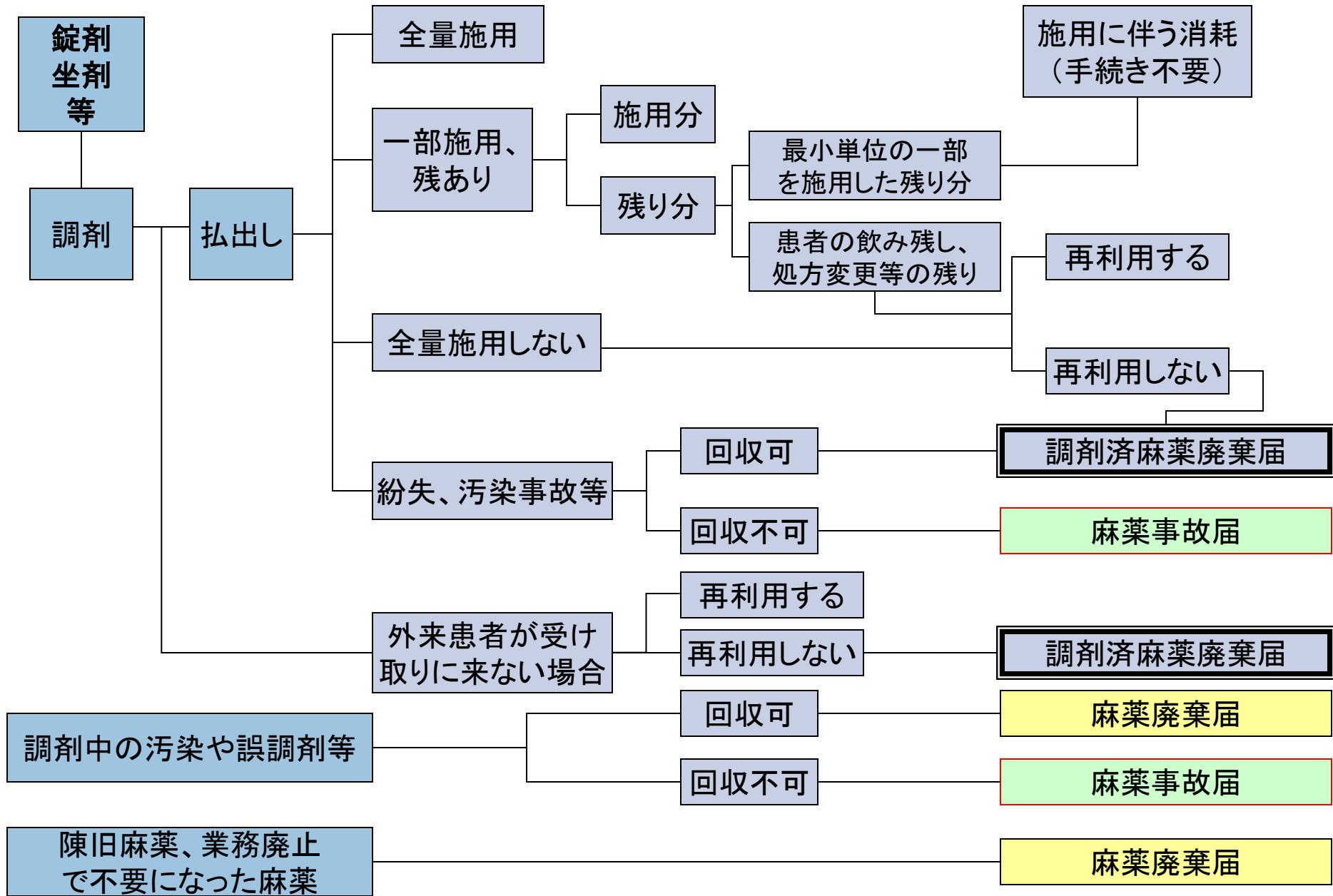
- ☆ 横浜・川崎・相模原・横須賀・藤沢・茅ヶ崎・寒川
・・・県薬務課（郵送・電子）
- ☆ その他・・・県保健福祉事務所等

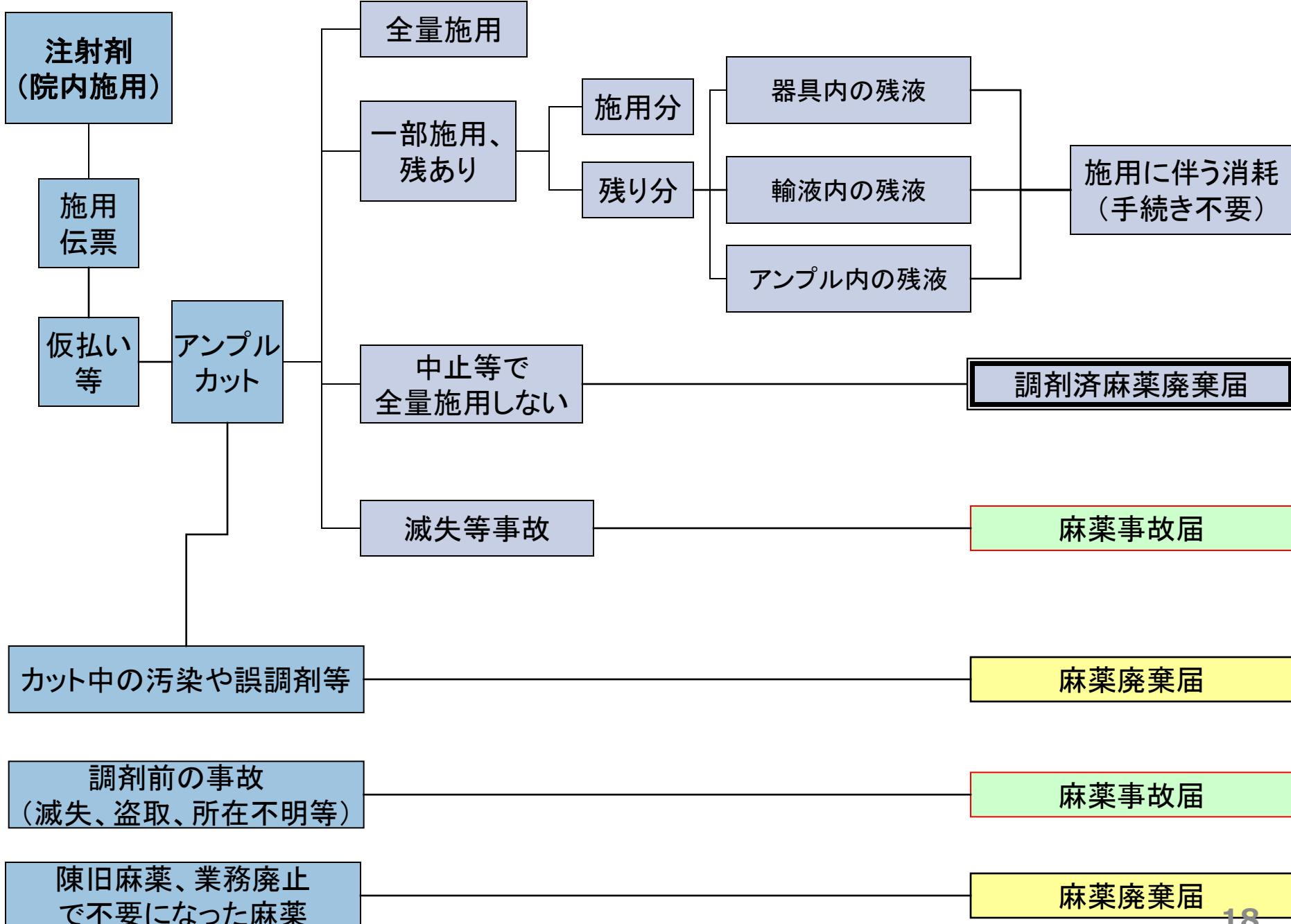
届出を要しない（施用残）廃棄

次の場合は廃棄の届出は要しない

ただし、帳簿記載は必要（立会者名、日時、数量等）

- 1回施用分として輸液等と麻薬注射剤を混合した場合の施用残液
- 1回施用分としての麻薬注射剤の施用残液
- 1回の施用における1個の錠剤又は1個の坐剤の残余等（事前に調剤されたものを除く）
- 在宅医療のため患者等に交付又は譲り渡したのち、不要となり返却されたバルーン式ディスポーザブルの連続注入器に入った麻薬注射薬の使用済み又は未使用のもの





麻薬の事故について

麻薬事故届とは

法35条

麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかに届出なければならない。

◆ 麻薬取扱者とは

麻薬施用者（個人）、麻薬管理者（個人）、麻薬小売業者等
つまり・・届出者は病院長や麻薬診療施設の開設者ではない

◆ 滅失、盗取、所在不明とは

破損・流出・偽造処方箋による調剤、
誤交付・誤施用・誤調剤による回収不能等

麻薬事故状況

	滅失	盜難	所在不明	その他
6年度	466	0	17	37
5年度	464	2	11	33
4年度	421	1	10	36

麻薬事故事例①（所在不明）

病棟において看護師が投薬準備をする際、オキシコンチンTR錠 5 mgが13錠あるべきところ10錠しかなく、3錠の所在不明が発覚した。

«事故の原因» **誤廃棄した可能性が高い**

- ・ 麻薬を施用直前まで麻薬金庫に保管していないかったこと
- ・ 投薬前の確認を雑多な処置台の上で行っており、真下に蓋をしていないゴミ箱を置いていたこと

«再発防止策»

- ✓ 処置台を整理整頓し、蓋付きのゴミ箱を使用する。
- ✓ 麻薬は施用する直前に、麻薬金庫から1回分を取り出し、看護師2名でダブルチェックすることを手順書に規定した。
- ✓ 麻薬の残薬の確認記録簿を新たに作成し、1日2回看護師2名により在庫確認し、記録することとした。

麻薬事故事例②（誤調剤）

- ・薬局の薬剤師は、アンペック坐剤10mg 15個を麻薬処方せんに基づき調剤を行ったが、当該薬の使用期限切れに気づかず、患者に交付した。
- ・後日、別の患者のアンペック坐剤10mgを調剤する際に、当該薬が期限切れであることが発覚した。
- ・患者は5個を既に使用していることが判明した。

«事故の原因»

- ・麻薬の使用期限の確認不足であったこと
- ・期限切れ麻薬とそれ以外の麻薬が混在する保管方法であったこと。

«再発防止策»

- ✓ 期限切れ麻薬は外箱にマジックで×をつけ、さらにチャック付きビニール袋に入れ区別して麻薬金庫に保管する。
- ✓ 麻薬の調剤時は、使用期限を麻薬帳簿に記載し、使用期限の記載された外箱ごと監査に回す。
- ✓ 監査者は外箱で期限を確認後金庫に戻す。
- ✓ 頻度を決め、定期的に期限確認を実施する。

麻薬事故事例③（誤施用）

入院中の患者Aに処方されていたフェントステープ0.5mgを誤って患者Bに投与してしまった。

«事故の原因»

- ・患者投与時の氏名の確認を実施しなかったこと

«再発防止策»

- ✓ 麻薬処方箋を用い、患者氏名の確認を徹底する。
- ✓ 与薬時は、患者本人とリストバンドを確認。患者本人が受け答え困難な場合は、処方箋とリストバンド、ベッドネームの3点確認の実施を徹底する。

麻薬事故事例④（盗取）

病院に勤務する研修医が、手術室に保管されていた施用残のフェンタニル注射液等の麻薬等を盗取し、自己施用していた。

«麻薬の管理について»

- ✓ 手術室内で施用量と残量が適切かをダブルチェックする。
- ✓ 施用残麻薬は速やかに返納し、残量が適切かを確認後、麻薬管理者と他の職員1名以上の立会いの下で廃棄できる体制を構築しておく。
- ✓ 施用残麻薬をすぐに返納出来ない場合は、放置せず、密封袋等に入れ、速やかに麻薬金庫に保管し、盗取できないよう管理する。
- ✓ 麻薬金庫は常時施錠し、鍵は特定の者が管理する、暗証番号は定期的に変更する等、誰でも開閉できないよう管理する。

業務に関する記録及び届出

診療録

- 麻薬施用者が麻薬を施用し、施用のため交付したときは、診療録に次の事項を記載しなければならない
 - ①患者の氏名及び住所
 - ②病名、主要症状
 - ③麻薬の品名及び数量
 - ④施用又は交付の年月日

【保存期間 5年間】

麻薬帳簿

- 麻薬業務所には帳簿を備え、麻薬の購入、払出等を記載する
- 帳簿は最終の記載の日から**2年間保管**
※帳簿が最終記載日から2年経過していても麻薬の所有がある場合は継続して保管すること

麻薬年間届

■ 対象

麻薬管理者(施用者)、麻薬研究者、麻薬小売業者

※所有数量が0でも報告義務あり

■ 届出内容

- ・前年10月1日に所有した麻薬の品名及び数量
- ・前年10月1日からその年の9月30日までの出納
- ・その年の9月30日に所有した麻薬の品名及び数量

■ 期日

毎年11月30日まで

麻薬所有届等 (免許失効等の措置)

- 免許失効、麻薬診療施設等の廃止があった時から15日以内に、麻薬所有届を提出する
- 事由の生じた日から50日以内に限り、神奈川県内の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができる
→譲渡した日から15日以内に麻薬譲渡届により届け出なければならない
- 麻薬が古い場合、譲渡できない場合
→50日以内に廃棄する(麻薬廃棄届)

麻薬関係の違反について

神奈川県における違反業務所数

	6年度		5年度	
	業務所数	違 反 業務所数	業務所数	違 反 業務所数
麻薬卸売業者	27	0	27	0
麻薬小売業者	3, 595	13	3, 505	11
病 院	322	4	322	2
診 療 所	3, 105	11	3, 021	8

違反事例①（無免許）

«事例»

- 麻薬使用者であった医師が、免許が失効していることに気づかず、約2年に渡り、期限の切れた免許番号により麻薬処方箋を交付した。

«原因»

- 医師が麻薬免許の管理を事務員に任せており、麻薬免許に期限があることを認識していなかった。

«再発防止策»

- 麻薬使用者免許は医師個人に付与されるものであり、継続申請や免許番号の変更は自身の責任で行い、管理する。

麻薬及び向精神薬取締法第27条第1項 違反
(無免許使用・処方)

違反事例②（無届廃棄）

«事例»

- 事前の届出及び県職員の立会いなく廃棄した。

«原因»

- 誤調剤した注射剤を、調剤済み麻薬にあたると勘違いし、院内の職員立会いの下廃棄した。

麻薬及び向精神薬取締法
第29条 違反
(無届廃棄)

違反事例③（管理外麻薬の施用）

- 麻薬管理者が退職したが、新たな麻薬管理者を設置する前に、院内の麻薬を施用した。
- 医師の異動により、麻薬施用者が2名となつた病院で、麻薬管理者免許申請をせずに院内の麻薬を施用した。

麻薬及び向精神薬取締法
第33条第3項 違反
(管理外麻薬の施用)

違反事例④（患者による麻薬携帯輸入）

- 患者が海外でoxicontin 10mg（オキシコンチン）を交付され、**麻薬携帯輸入許可を受けずに**国内に持ち込み、病院に入院した。
- 持参薬の鑑別で麻薬と判明したが、患者及び家族は麻薬と認識していなかった。
→事前に地方厚生局長の麻薬・向精神薬の携帯輸出入許可が必要

麻薬及び向精神薬取締法
第14条第1項 違反
(不法輸入)

向精神薬の管理について

向精神薬の譲受・譲渡等

■ 施用の目的以外に、譲渡はできない

＜例外＞返品、同一法人の他の病院に渡す場合等

■ 向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者、 病院等の開設者又は向精神薬研究施設設置者 でなければ向精神薬は譲受できない

＜例外＞

向精神薬処方箋により正当に調剤された
向精神薬を交付された者が所持するとき等

記録

■ 向精神薬（第3種を除く）を譲渡譲受、廃棄したときは記録をする

- 施用のため交付したものは除く
- 記録は **2年間** 保管する

【記載内容】

- 品名（販売名）、数量
- 譲渡・譲受及び廃棄した年月日
- 譲渡・譲受先の名称・住所

伝票の保存をもつて記録に代えることができる。
ただし、向精神薬が記載されていない伝票とは別に綴ること

保管と廃棄

【保管】

- 業務所内に向精神薬を保管
- 盗難防止のため、従事する者が実地に盜難の防止に必要な注意をしている場合以外、かぎをかけた設備内に保管

【廃棄】

- 焼却等回収が困難な方法で行う

向精神薬事故

次の数量以上の滅失、盗取、所在不明等が生じた時は、すみやかに届け出なければならない

※下記以下の量であっても

盗取、詐取が疑われる場合、

県域の施設については保健福祉事務所（センター）、保健所設置市の施設については薬務課に速やかに連絡してください

末、散剤、顆粒剤	100グラム（包）
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個
注射剤	10アンプル（バイアル）
内用液剤	10容器
経皮吸収型製剤	10枚

覚醒剤原料の管理について

覚醒剤原料の取扱い

項目	内容
施用、交付	免許不要（向精神薬と同じ）
譲渡	譲渡先を細かく特定し、流通を規制 譲渡証・譲受証が必要
所持、使用	処罰の対象
保管	病院等施設内の 鍵をかけた場所 （他の医薬品と区別） 麻薬保管庫には保管できない
廃棄	廃棄届出書を 事前に提出 し、 県職員立会いのうえで処分
帳簿	<u>備えなければならない</u>
年間届	不要
事故	病院の開設者が届出 喪失、盗取、所在不明の事故 が生じたときは、速やかに 届け出なければならない。 ※盗取の場合には、警察にも。

覚醒剤原料の譲渡・譲受

■ 譲渡

- ・ 医師等が施用のため交付する場合
- ・ 薬局開設者が覚醒剤原料処方箋を所持するものに対して譲渡する場合 等

■ 譲受

- ・ 病院、診療所及び薬局の開設者が、覚醒剤原料取扱者（都道府県知事により指定を受けた医薬品卸等）より譲受する場合
- ・ 病院、診療所及び薬局の開設者が、不要になった覚醒剤原料を患者から譲受する場合（※） 等
(病院においては、自院から当該覚醒剤原料を譲渡した患者からのみ譲受可能)

譲渡証・譲受証が必要（2年間保管）

※令和2年法改正により追加（法第30条の9第1項第6号）

所持及び返却等

- **所持**
患者が死亡した場合、相続人等による所持が可能
- **返却**
患者、その相続人等から病院・薬局等へ返却可能
- **交付又は調剤済みの覚醒剤原料譲受届出書**
患者から不要になった調剤済みの覚醒剤原料を譲受した場合、**速やかに譲受届を提出**
- **交付又は調剤済みの覚醒剤原料廃棄届出書**
調剤済みの覚醒剤原料を廃棄した場合、**30日以内**に調剤済み覚醒剤原料廃棄届を提出

- 覚醒剤原料を取扱う業務所には帳簿を備え、覚醒剤原料の購入、払出し等についてその都度記録する。
- 帳簿は最終の記載の日から**2年間保管**
(法第30条の17第4項)

※帳簿が最終記載日から2年経過していても、覚醒剤原料の所有がある場合は継続して保管すること

マニュアルの検索方法

- ・ **神奈川県薬務課ホームページ**
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/>
↓
- ・ **医療用麻薬・向精神薬・覚醒剤原料の取扱い**
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/makoukaku/makoukaku.html>
↓
- ・ **各種手引き、マニュアル等**

神奈川県 麻薬 マニュアル

検索



最近の話題について (医療用麻薬の流通の合理化について)

医療用麻薬の流通の合理化について

背景・課題

- ・ 麻薬は、がん性疼痛等に有用である一方、濫用により濫用者本人のみならず社会に対しても悪影響を及ぼすことがある。そのため、麻薬及び向精神薬取締法上、①麻薬の卸売・小売等の事業者は都道府県知事による免許制とした上で、都道府県を跨ぐ麻薬の流通を原則禁止し、当該都道府県の下で一元的に事業者を監視・指導したり、②供給の段階から使用の段階への一方通行の流通を原則としたりすることで、流通を厳格に管理している。
- ・ 他方、例えば以下のような状況が、医療用麻薬の効率的な流通等の観点から課題との指摘がある。
 - ① 麻薬及び向精神薬取締法上、麻薬卸売業者は、同一都道府県内の卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者にしか麻薬を譲り渡すことができない。例えば、県境付近に所在する麻薬卸売業者であっても、同一県内の麻薬小売業者等にしか譲り渡すことができない。
 - ② 麻薬小売業者が麻薬処方箋の所持者以外の者に麻薬を譲り渡すことや、麻薬診療施設の開設者が患者への施用以外の目的で麻薬を譲り渡すことは、原則禁止。医療用麻薬が有効に活用されることなく不動在庫が廃棄されている。
- ・ 令和3年の麻薬及び向精神薬取締法施行規則改正では、医療用麻薬の流通の合理化を図るべく、麻薬小売業者間の譲渡要件の緩和等を行った。
- ・ また、近年、医療用医薬品の安定確保が重要な課題と位置づけられ、医療上必要不可欠であって、汎用され安定確保が求められる医薬品についてはその対策が議論されている。

主な意見

- ・ 隣接する都道府県間での医療用麻薬の流通について検討するのであれば、その見直しによって厳格・適正な管理が形骸化するがないように慎重に対応することが必要である。
- ・ 県境を越えた麻薬卸売業者の麻薬の譲渡について検討してほしい。品目数の増加により在庫不足や廃棄が増える傾向にある。また、麻薬卸売業者間の県境を越えた同一法人内における届出等を行った上で、譲渡・譲受を可能とする方向で検討いただきたい。

2

医療用麻薬の流通の合理化について

検討の方向性（案）

医療用麻薬の安定的な供給及び流通の合理化の観点から、以下の方向で検討することとしてはどうか。

- 医療用麻薬の安定的な供給の確保を図るため、一定の場合に限定して、麻薬卸売業者は、隣接する都道府県の区域内にある麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者に対して、麻薬の譲渡を行うことができるることとする。
- 他の医薬品と同様の経路での回収等を行えるようにするため、麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者は、麻薬を譲り渡した者等に対して、当該麻薬の回収等のための譲渡を行うことができるることとする。

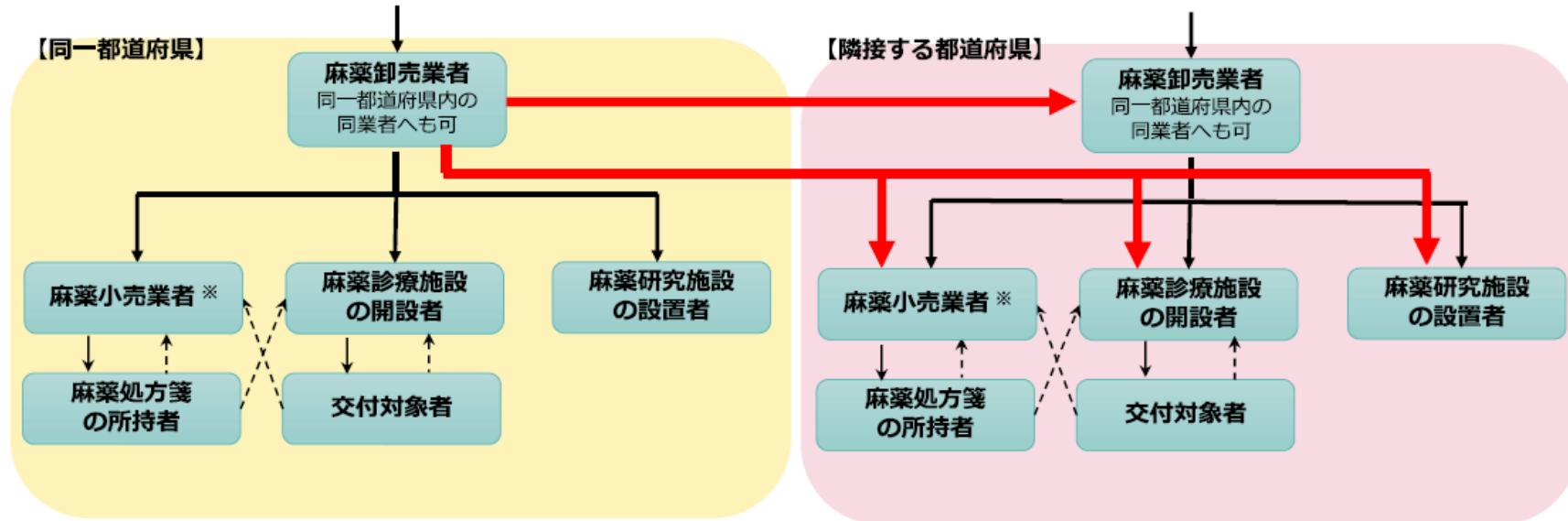
厚生労働省 厚生科学審議会 医薬品医療機器制度部会資料
(令和6年11月28日)

医療用麻薬の流通の合理化について

麻薬卸売業者による都道府県を越えた麻薬小売業者等への譲渡のイメージ

医療用麻薬の安定的な供給を図るため、一定の場合に限定して、麻薬卸売業者は、隣接する都道府県の区域内にある麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者に対して、麻薬の譲渡を行うことができるとしている。

(例：麻薬卸売業者から、隣接する都道府県の麻薬小売業者への譲渡)



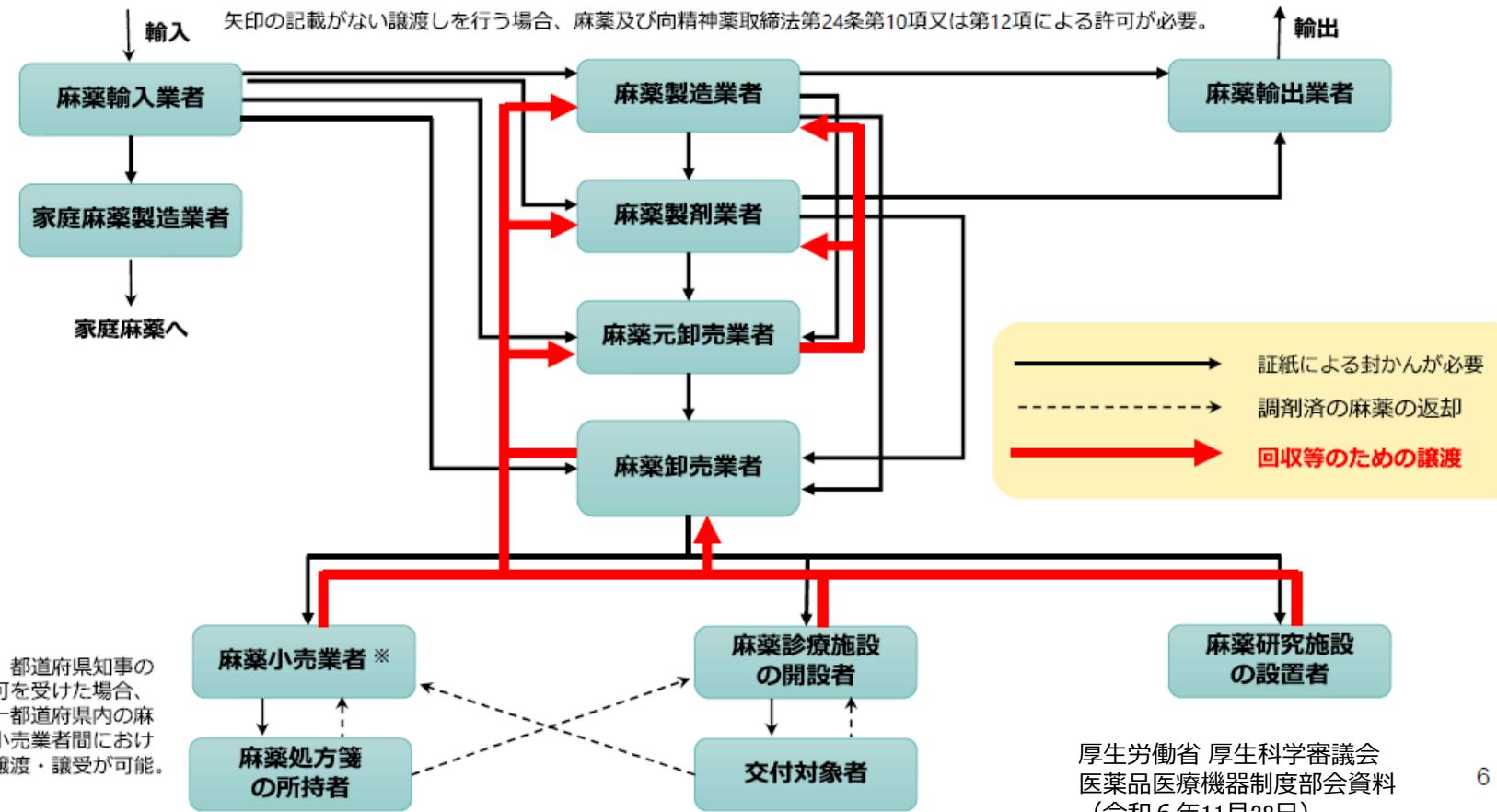
※ 都道府県知事の許可を受けた場合、同一都道府県内の麻薬小売業者間における譲渡・譲受が可能。

→ 証紙による封かんが必要
→ 調剤済の麻薬の返却
→ **一定の場合に譲渡可能**

医療用麻薬の流通の合理化について

麻薬の回収等のための譲渡のイメージ

他の医薬品と同様の経路での回収等を行えるようするため、麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者は、麻薬を譲り渡した者等に対して、当該麻薬の回収等のための譲渡を行うことができるることとする。（例：麻薬小売業者から、麻薬卸売業者や麻薬製造業者への譲渡。）



最後に・・・

- ・ 麻薬及び向精神薬等は、使い方や管理方法を誤ると**大きな事件、事故**につながります
- ・ 取扱いについて、法令や制度を十分に確認し、盜難防止を含む**適正な管理**をするようお願いします
- ・ **地域の医療の担い手**として、薬物乱用防止の推進につきましても、ご理解ご協力お願いいたします